

「出版物に関する権利」運用ガイドライン委員会 第1回議事録

2013/01/24

日時：2013年1月23日（水） 14：00～16：00

場所：講談社 26階会議室

出席者：あんびるやすこ（日本美術著作権連合）・井出勉（日本ペンクラブ事務局長代理）・伊藤真（ライツ法律特許事務所 弁護士）・井村寿人（日本書籍出版協会知財委員長）・植村八潮（専修大学文学部教授／日本出版学会副会長）・内田豊（日本楽譜出版協会）・梅憲男（日本美術著作権連合／日本美術家連盟事務局参与）・幸森軍也（マンガジャパン）・佐藤隆信（日本雑誌協会常務理事）・瀬尾太一（日本写真著作権協会常務理事）・高須次郎（日本出版者協議会会長）・高橋靖典（日本文藝家協会事務局長）・千葉洋嗣（日本漫画家協会）・永井祥一（日本出版インフラセンター専務理事）・中町英樹（日本書籍出版協会専務理事）・肥田美代子（文字・活字文化推進機構理事長）・福原義春（文字・活字文化推進機構会長）・細島三喜（日本電子書籍出版社協会専務理事）・正岡有希子（21世紀のコミック作家の会／弁護士）・森川嘉一郎（明治大学国際日本学部准教授）・山田健太（専修大学文学部教授）以上 50音順

陪席： 桶田大介（弁護士）・村瀬拓男（弁護士）・柳与志夫（国立国会図書館）

配布資料（別紙）：③検討課題とスケジュール（予定）

④「出版物に関する権利（仮称）」検討の現状

⑤ガイドライン策定の趣旨と検討事項（案）

### （1）委員長等選出

1. 各委員紹介 肥田氏より紹介
2. 委員長選出 全会一致で福原義春氏を選出
3. 委員長挨拶 福原氏

「中川勉強会がスタートしてほぼ1年たち、出版者の権利内容が大方整った。当委員会で説得力のあるガイドラインを作り、関係者の助力を集めたい。公正で透明性の高いガイドラインが、グローバル時代における電子文化の共存共栄に繋がる」

4. 副委員長選出 福原氏の推挙により全会一致で山田健太氏を選出
5. 副委員長挨拶 山田氏

「委員会にはいろいろな立場の方が参加しており、豊かな出版文化を発展させるための環境整備の場としたい」

6. 公開の提案 肥田氏より第2回以降の委員会の原則公開が提案され、承諾を得た

### （2）資料説明（司会：山田副委員長）

1. 配布資料③について

⇒山田副委員長より内容説明

「委員会をできるだけオープンにし、多くの人に参加してもらおう方針である」

\*第一分科会（出版者・著作権者中心）と第二分科会（経済団体等その他関係者）の設置が発表された。分科会は非公開、議事要旨を後日公開する

## 2. 配布資料④について

⇒桶田弁護士より内容説明

「委員会では、『出版物に関する権利（仮称）』が法律として実現したとき、円滑に運用されるために必要なことを検討したい。

また、日本国内のみで権利を定めることの意味が問われてきたが、海外で出版物の権利についての定めが進みつつある例もあり、学識者の意見を随時報告したい」

## 3. 配布資料⑤について

⇒村瀬弁護士より内容説明

「法律に書き込まなかったり、別のところに書いたりするほうが、法律がうまく機能する、ガイドラインとはそういう性質のもの。今回のガイドラインは中川勉強会の法案と一体あるいは両輪となって機能するべきものである。

また『隣接権』は新しい権利であることから、すでにある権利に対してマイナスを及ぼさないよう、十分に留意する必要がある」

### (3) 意見交換

高須氏：法案について、資料③に「開かれた議論を行うための叩き台」とあるが、訂正したり、より良いものにするための意見を受け入れるのか

山田氏：法案とガイドラインの検討は別だが、当委員会では法案についての意見も出されるだろう。意見が法案の環境整備に繋がればよいと考えている

桶田氏：当委員会が出された意見は、現在、1週間から10日に1回の頻度で開催している中川WGに報告し、検討すべきところはする。法案とガイドラインとを切り分けた上で、法案についての意見も受け入れる、ということ

千葉氏：「日本漫画家協会」は出版者に隣接権を付与するのは不安である。委員会に参加したことで前向きになったと捉えられるのは困る。漫画と隣接権が合わない理由は、漫画と文章が違うから。文章は原版作成のために編集作業が加わるが、漫画はプロダクションの中でほぼ完成し、これが原版に近い。つまり漫画では、原稿がほぼ原版、漫画家が隣接権者。出版者に隣接権を付与するならば、漫画家が選択できるようにしてほしい。出版者がここまで作業をしたら隣接権を与えてもよい、と漫画家が選択するポイントが必要

山田氏：当委員会は問題点を考える会である。反対意見を含めて議論する

高橋氏：権利侵害の具体的な事例が欲しい。隣接権はいままでにない権利で、いちど生れれば将来にわたって影響する。次の世代に悪い影響を残さないために、具体的な事例を積み上げて丁寧に検討したい

山田氏：具体的な事例を考える必要がある

桶田氏：資料④のP.2「出版過程及び権利侵害に関するケースワーク」に、具体例がある。今回の資料には詳細は掲載していないが

瀬尾氏：「日本写真著作権協会」は隣接権に賛成する。しかし協会内では、本委員会に参加することで隣接権を肯定してしまうのではないかと、という危惧の声があった。法

案とガイドラインの切り離しが行われていることが、外部から理解されにくい。またこの法案で問題が起こったときに、ガイドラインがどう機能するのかもわかりにくい。

隣接権は出版者（社）だけでなく、新聞やあらゆる出版物、さらに今まで「出版物」とは思われていなかったものにまで及ぶ広範な権利。しかしいまだ解消されていない誤解がある。隣接権をどのように行使するのか、具体的な例を示してほしい、例がないとわからない。

法案の整備に対するガイドライン策定の位置づけをきちんと詰めてほしい。このまま議論だけが続いていって、ずるずると賛成したようになる、そういうのは嫌だ。より広い範囲で、この権利が及ぼす影響を、拙速にならず検討してほしい

山田氏：貴重なご意見ありがとうございます。委員会の建付けを、一般にわかりやすいように示してゆきたい。資料③の1-①②はわかりにくいですか？

瀬尾氏：イエス、ノーを求めるのではなく、具体的な検討が必要。どのように権利が行使され、対価となって跳ね返ってくるのか、具体例を示して、みんなから意見を募るというプロセスを踏んで欲しい。そのために①②は重要な論点だ

あんびる氏：「日本美術著作権連合」として出席しているが、わたしは「日本児童出版美術家連盟」という絵本作家の権利を守る会にも所属している。絵本作家は一般文芸書の著者より漫画家に近い。隣接権については反対か賛成か決めかねている、という立場で出席したので、出席したことが賛成の意思表示だと思われたら困る。懸念をもっているのは次の3点だ。①隣接権は本当に必要なのか。出版契約書にはきちんと出版権が記載されている、それ以上の権利が本当に必要なのか。②美術家はタブローがそのまま作品であるが、絵本作家は原画が印刷され本になって初めて作品となる。出版者は「原版」といっているが絵本のばあい、どこまでが原版か、ということだ。③隣接権によって出版者が得る利益がわからないのが不安だ。何か隠されている感じがする。だから、いろいろな事例を検討したい。すでに隣接権が確立した音楽業界に、隣接権の良い点、悪い点を訊いてみたい。また、意見を持っていてもその声が届かない小さい団体にもっと取材してほしい。シンポジウムに出ている権利者の代表はいつも同じ顔ぶれだが、それが権利者の総意だと受け取られるのは大変不本意で心外、そう感じている権利者は多い。

山田氏：最後の指摘はとくに重要。委員会はなるべくオープンにし、多くの人の意見を得て、中川WGに持ち帰って検討する。当委員会は法案作成のための会議ではなく、中立的な立場にあって、みんなの意見を広く聴いてとりまとめるためのものだ

内田氏：法案では権利内容が4つある。4の貸与権は、今までは「許諾権」といわれていた。注記※3に「許諾権とするか、報酬請求権とするか、当初許諾権・期間経過後報酬請求権とするか、なお検討を要する」とある。この経緯を説明してほしい

桶田氏：重い議論があったわけではない。貸与権はすなわち許諾権と考えるが、出版物に関する権利について考えるプロセスの中で「許諾権」か「報酬請求権」かは大きい論点だった。しかし法案を「商業出版物に限るか」また「海賊版対策を第一目的とするか」などの要素との兼ね合いもあり、まだ叩き台状態。今後の議論を反映させる

山田氏：今のポイントは引き続き WG で話し合う

佐藤氏：出版者から意見を述べたい。隣接権について、悪影響が懸念される、という声があるが、このガイドラインで対応できるのか、あるいは法案に反映させるのか、みんなからいろいろ聞きたい。できるだけ多くの具体例があるといい。

隣接権については「わたしたちが今やっている仕事を裏付ける権利」と捉えている。お金を請求するつもりはない。デジタル時代になり、著作物を預かって出版したものを出版者が守ることが難しくなった。守るための権利が必要、儲けるためではない。隣接権は、著作者と出版者が協力して、デジタル化の荒波のなかで文化を守るための手立てだ

幸森氏：委員会のメンバーはどう選択したのか。著作権法学者や文化庁の人を加えるつもりはあるか

柳氏：メンバーについては多くの人に加わってもらい、オープンなスタンスでゆくと聞いている。中川勉強会は文化庁と 2 回協議したが、勉強会は勉強会で進めてほしいとのことなので、それでゆく。また、この場は民間の自由な立場の人の集まりなので、行政の人はひとまず置いておく

桶田氏：昨年以降の議論には著作権法学者など複数の学識者との議論を重ねてきたが、近々、具体的な検討の場を設ける

幸森氏：長く続いてきた出版物の商習慣を考え直す機会なのだから、民間と行政を切り分けずにやっていければと考える

山田氏：委員会のメンバーは固定ではない。増える可能性もある

植村氏：中川勉強会に関わってきたが、自分には「印刷文化・電子文化」よりも「文字・活字文化」という言葉のほうが馴染む。今日の委員会に参加して、それぞれの委員の背景、出版物の種類の違いによって「文字・活字」の捉え方が全く違っていることがわかった。それぞれの専門分野では暗黙知であっても、全体の共通項となるものは少ない。だから、ガイドラインだけでも必要だと思う、暗黙知だったことを明確化してゆく、ということだ。出版のグローバル化の中で、日本の出版の限定的で牧歌的なローカルルール時代の終わりつつある。暗黙だったことに実は不備があったと、それに気づいたら表明してほしい

山田氏：(まとめの挨拶と確認)

- ① ガイドライン委員会は法案を前提とはしていない。並行して議論する
- ② 従来の商習慣を含めて議論する場とする
- ③ 法案の可否とは別に、出版環境を良くするための場である
- ④ 拙速を避けて運営する。またできる限りオープンにする
- ⑤ 議論するだけでなく、一定の結論をめざす